

令和 2 年清瀬市議会第 4 回定例会

市長提出議案

議案番号	議 案 名 等	概 要	議 決 日 果
議 案 第 8 7 号	令和 2 年度清瀬市一般会計補 正予算 (第 7 号)	<p>補正前の歳入歳出総額 43,429,247千円</p> <p>補正後の歳入歳出総額 43,548,109千円</p> <p>歳入総額 118,862千円</p> <p>主なもの</p> <p>国庫支出金 ▲10,823千円</p> <p>都支出金 80,907千円</p> <p>繰入金 73,778千円</p> <p>市債 ▲25,000千円</p> <p>歳出総額 118,862千円</p> <p>主なもの</p> <p>総務費 37,174千円</p> <p>民生費 5,941千円</p> <p>衛生費 53,619千円</p> <p>消防費 7,947千円</p> <p>教育費 4,181千円</p> <p>予備費 10,000千円</p> <p style="text-align: right;">財政課所管</p>	1 2 月 1 7 日 可 決
議 案 第 8 8 号	令和 2 年度清瀬市下水道事業 会計補正予算 (第 2 号)	<p>主な内容</p> <p>1 現予算額</p> <p>収益的収支</p> <p>下水道事業収益 1,203,357 千円</p> <p>下水道事業費用 1,139,373 千円</p> <p>2 補正予算額</p> <p>収益的収支</p> <p>下水道事業収益 ▲3,000 千円</p> <p>営業外収益 ▲3,000 千円</p> <p>下水道事業費用 ▲3,000 千円</p> <p>営業費用 ▲3,000 千円</p> <p>3 補正後予算額</p> <p>収益的収支</p> <p>下水道事業収益 1,200,357 千円</p> <p>下水道事業費用 1,136,373 千円</p> <p style="text-align: right;">下水道課所管</p>	1 2 月 1 7 日 可 決

議 案 第 89 号	租税特別措置法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例	<p>租税特別措置法（昭和32年号外法律第26号）の一部改正により同法に規定する利子税の算定根拠が改められました。これにより、当該規定を準用する当市の税、保険料、使用料及び負担金の延滞金割合等の特例規定を同法の規定に沿って改めるなどの一部改正をするものです。</p> <p>なお、以下の7つの条例は同意義の改正を要することから、整備条例により一括で一部改正をするものです。</p> <p>一括により改正する条例</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 清瀬市高齢者住宅条例 2 清瀬市後期高齢者医療に関する条例 3 清瀬市国民健康保険税条例 4 清瀬市介護保険条例 5 清瀬市営住宅条例 6 清瀬市下水道事業受益者負担に関する条例 7 清瀬市分担金その他収入金の督促及び滞納処分に関する条例 <p style="text-align: right;">高齢支援課他所管</p>	12月17日 可 決
議 案 第 90 号	清瀬市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	<p>東京都人事委員会の職員の特別給に係る勧告に準拠し、市職員の期末手当の支給率を年間「0.10月」分、併せて、再任用職員に支給する期末手当の支給率についても年間「0.05月」分を引き下げる改正を予定するものです。</p> <p style="text-align: right;">職員課所管</p>	11月30日 可 決
議 案 第 91 号	清瀬市都市計画税条例の一部を改正する条例	<p>令和3年度から5年度までの都市計画税の税率を現行と同様に「100分の0.25」の特例措置による税率とするため、条例の一部を改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">課税課所管</p>	12月17日 可 決
議 案 第 92 号	清瀬市立学童クラブ条例の一部を改正する条例	<p>市立学童クラブに指定管理者制度を導入することに伴い、令和3年度に制度を導入する学童クラブにおいて「学校のある日」の開設終了時間を「午後6時15分まで」から「午後7時まで」に延長できるように一部改正します。</p> <p>また、「学校休業日」の開設開始時間を「午前8時30分から」を「午前8時から」に繰り上げ、同開設終了時間を「午後5時まで」から「午後7時まで」に延長できるように一部改正します。</p>	12月17日 可 決

		<p>ただし、併せて午後6時15分から午後7時までの開設延長時間を利用する場合には、利用料金の納付を規定するものです。</p> <p style="text-align: right;">子育て支援課所管</p>	
議案第93号	清瀬市立保育園設置条例の一部を改正する条例	<p>市立駅前乳児保育園の運営は、令和3年度より現在の指定管理者である「社会福祉法人 千曲会」によって民設民営の経営形態に移行させます。これに伴い、条例の規定から同保育園を削り、公立保育園の定員数を改める一部改正をするものです。</p> <p>なお、本年第1回定例会での提案により令和4年4月1日付で市立乳児保育園の廃園及びこれに伴う公立保育園の定員数の改定を行う一部改正をしました。今回の条例改正により、第1回定例会で一部改正した公立保育園の定員数の改正を再度改める必要があることから、この条例の附則において「清瀬市立保育園設置条例の一部改正条例の一部改正」をするものです。</p> <p style="text-align: right;">子育て支援課所管</p>	12月17日 可決
議案第94号	清瀬市子どもの発達支援・交流センター条例の一部を改正する条例	<p>児童福祉法等の一部改正により、条例に引用する同法等の条項に繰り下げ改正があったため、これを改めるため条例の一部改正をするものです。</p> <p style="text-align: right;">障害福祉課所管</p>	12月17日 可決
議案第95号	清瀬市立公園条例の一部を改正する条例	<p>宅地開発により受け入れた公園を市立児童遊園とするため、一部改正をするものです。</p> <p>規定する児童遊園 位置 清瀬市中清戸四丁目925番6 名称 清瀬市立中清戸こもれば児童遊園</p> <p style="text-align: right;">水と緑の環境課所管</p>	12月17日 可決
議案第96号	清瀬市有料自転車等駐車場条例の一部を改正する条例	<p>近年の利用状況の低迷により「清瀬駅北口第3駐輪場」を令和3年6月末日で廃止するため、条例から同駐輪場を削る一部改正をするものです。</p> <p>同駐輪場の廃止に伴い、清瀬駅北口第2駐輪場での自転車の一時利用を中止し、自動二輪車（排気量125cc以下）を駐輪できるよう一部改正するものです。</p> <p style="text-align: right;">道路交通課所管</p>	12月17日 可決

議 案 第 97 号	清瀬市道の路線の認定について	<p>開発による無償譲渡受入れにより、市道の路線を認定するものです。</p> <p>認定路線</p> <p>(1) 清瀬市道1364号線 (中清戸四丁目 市立中清戸地域市民センター南側)</p> <p>(2) 清瀬市道1365号線 (中清戸四丁目 市立中清戸地域市民センター南側)</p> <p>(3) 清瀬市道2219号線 (中清戸五丁目 市立清瀬第五中学校東側)</p> <p style="text-align: right;">道路交通課所管</p>	12月17日 承認
議 案 第 98 号	タブレット端末機器等の取得	<p>市は、市立小中学校全校を対象とした「清瀬市GIGAスクール構想」の実現に向け、学習系ネットワークシステム構築業務に係るタブレット端末機器等購入の業者選定のため、公募型プロポーザル選定委員会を設置して納入予定業者を決定しました。</p> <p>納入予定業者とは仮契約を締結しておりますが、取得予定価格が2千万円以上であり、機器の取得には「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により議会の議決を必要とするため、議案を提案するものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 取得金額 315,192,053円</p> <p>2 契約の相手方 東京都文京区後楽二丁目6番1号 NECネットエスアイ株式会社</p> <p>3 取得機器 (主なもの)</p> <p>(1) タブレット端末関連機器</p> <p>(2) 充電保管庫関連機器</p> <p>(3) ルータ関連機器</p> <p>(4) 基幹スイッチ関連機器</p> <p>(5) フロアPOEスイッチ関連機器</p> <p>(6) 無線LAN関連機器</p> <p style="text-align: right;">総務課所管</p>	12月17日 可決
議 案 第 99 号	清瀬けやきホールの指定管理者の指定について	<p>清瀬けやきホールの設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p>	12月17日 可決

		<p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者を指定する公の施設 清瀬けやきホール 2 指定する指定管理者の名称 目黒区東山一丁目5番4号 アクティオ株式会社 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで <p style="text-align: right;">生涯学習スポーツ課所管</p>	
議案 第100号	清瀬市下清戸集会所の指定管理者の指定について	<p>清瀬市下清戸集会所の設置目的をより効果的に達成するため、地域団体を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者を指定する公の施設 清瀬市下清戸集会所 2 指定する指定管理者の名称 清瀬市下清戸一丁目343番地 下清戸地区自治会 3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで <p style="text-align: right;">生涯学習スポーツ課所管</p>	12月17日 可決
議案 第101号	清瀬市立学童クラブの指定管理者の指定について	<p>市立学童クラブの設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 指定管理者を指定する公の施設 (1) 清瀬市立梅園第1学童クラブ (2) 清瀬市立梅園第2学童クラブ 	12月17日 可決

		<p>(3) 清瀬市立梅園第3学童クラブ (4) 清瀬市立清明小第1学童クラブ (5) 清瀬市立清明小第2学童クラブ (6) 清瀬市立四小学童クラブ</p> <p>2 指定する指定管理者の名称 清瀬市元町二丁目18番10号 特定非営利活動法人 子育てネットワーク・ピ ッコロ</p> <p>3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">子育て支援課所管</p>	
議案 第102号	清瀬市立児童館及び清瀬市ころぼっくるセンターの指定管理者の指定について	<p>市立児童館及び清瀬市ころぼっくるセンターの設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 (1) 清瀬市中央児童館 (2) 清瀬市ころぼっくるセンター (3) 清瀬市立野塩児童館 (4) 清瀬市立下宿児童館</p> <p>2 指定する指定管理者の名称 港区芝四丁目13番3号 PMO田町東10F 株式会社 明日葉</p> <p>3 指定期間 令和3年5月1日から令和8年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">児童センター所管</p>	12月17日 可決
議案 第103号	清瀬市立清瀬金山緑地公園駐車場の指定管理者の指定について	<p>市立清瀬金山緑地公園駐車場の設置目的をより効果的に達成するため、法人を指定管理者に指定して施設の管理を委ねます。</p> <p>このため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定について議会の議決を得るものです。</p> <p>主な内容</p> <p>1 指定管理者を指定する公の施設 清瀬市立清瀬金山緑地公園駐車場</p>	12月17日 可決

		<p>2 指定する指定管理者の名称 品川区西五反田二丁目20番4号 タイムズ24株式会社</p> <p>3 指定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで</p> <p style="text-align: right;">水と緑の環境課所管</p>							
議案 第104号	令和2年度清瀬市一般会計補正予算(第8号)	<p>新型コロナウイルス感染症への対応等に係る職員の人件費を補うため、補正予算を編成するものです。</p> <p>なお、補正額は、科目ごとに予算の増減を図って予算総額に影響がないよう予算現額で補正予算を編成します。</p> <p>主な内容</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 現予算額</td> <td style="text-align: right;">43,548,109千円</td> </tr> <tr> <td>2 補正予算額</td> <td style="text-align: right;">0千円</td> </tr> <tr> <td>3 補正後予算額</td> <td style="text-align: right;">43,548,109千円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">財政課所管</p>	1 現予算額	43,548,109千円	2 補正予算額	0千円	3 補正後予算額	43,548,109千円	12月17日 可決
1 現予算額	43,548,109千円								
2 補正予算額	0千円								
3 補正後予算額	43,548,109千円								
議案 第105号	人権擁護委員の推薦について	<p>人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項に基づき、人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するため、同条同項の規定により議会の意見を聴くものです。</p> <p>推薦候補者</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">1 住所</td> <td>東京都清瀬市梅園二丁目11番21号</td> </tr> <tr> <td>2 氏名</td> <td style="text-align: center;"> <small>まき い じん こ</small> 牧 井 任 子 </td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">秘書広報課所管</p>	1 住所	東京都清瀬市梅園二丁目11番21号	2 氏名	<small>まき い じん こ</small> 牧 井 任 子	12月17日 同意		
1 住所	東京都清瀬市梅園二丁目11番21号								
2 氏名	<small>まき い じん こ</small> 牧 井 任 子								